

官製談合防止法：20年の軌跡

齊藤 徹史

“Act on Elimination and Prevention of Involvement in Bid Rigging, etc. and Punishments for Acts by Employees that Harm Fairness of Bidding, etc : The Trajectory of the Last 20 Years”

Tetsushi Saito

要約：本稿執筆時の令和5年（2023年）は、官製談合防止法が施行されて20年目を迎える。その間、官製談合を抑止、取り締まるために法改正も行われたが、国や自治体で今なお続発していることは周知のとおりである。官製談合防止法に対する研究は、専ら経済法学の領域で進んだが、公共契約法の領域では限定的な進展にとどまっていた。そこで、本稿では、法8条の「職員による入札等の妨害の罪」に関わる裁判例を分析し、公共契約法の観点から、どのような行為が当該罪に当たるかを分析した。これにより、同罪の執行・運用状況の一端を捉えることが可能となり、自治体の入札契約実務の改善に一定の貢献ができるものと考えられる。

キーワード：官製談合防止法（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律）、官製談合、職員による入札等の妨害の罪、入札契約

はじめに

本稿を執筆している令和5年は、平成15年1月6日に官製談合防止法（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律：平成14年法律第101号）が施行されて20年目を迎える。この法律は、文字通り、官製談合を抑止、取り締まるための法律である。官製談合とは、国や自治体などの職員が関与する形で行われる入札談合をいう¹⁾。官製談合の違法性は疑う余地がないにもかかわらず、今もなお、後を絶たないことは耳目に触れるとおりである。

一つの節目ともいえる本年、例えば、雑誌『公正取引』（2023）は、「『官製談合防止法施行20周年』と入札談合防止の取組」との特集を組み、公正取引委員会職員をはじめ、多彩な論者が論稿を寄せてい

る。他方、この20年の間に、官製談合防止法に対する研究は進んだ。代表的なものとして、先駆的な研究業績である、和久井（2014）813-780頁や、実務的観点を含めた、鈴木（2022）などがあり、筆者も大いに学ぶところである。また、官製談合防止法の運用で重要な役割を果たす公正取引委員会は、例えば、自治体職員向けに公正取引委員会事務総局（2023）を作成し、毎年改訂・公表している。ここでは、これまでに公正取引委員会が措置を行った事例を、簡潔かつ網羅的に整理しており、広く実務と研究にとって有用な資料ということが出来る。

これらは、官製談合防止法に対して、専ら経済法学の領域で論じるものである。官製談合防止法が定める入札談合等関与行為は公正取引委員会が認定するものであるから、研究の進展は当然ともいえる。他方、経済法学以外の領域に目を転じると、刑事法

1) 深町（2023）4頁。

学の領域では、例えば、山本（2012）などの論稿があり、官製談合防止法8条（職員による入札等の妨害の罪）を中心に、入札契約に関わる犯罪について論じている。

筆者の研究領域である公法学（公共契約法）においては、この法律に触れる論稿は数少ない。管見の限りではあるが、公共契約法研究の金字塔ともいえる、碓井（2005）を除き、他に見当たらない²⁾。筆者は、自治体職員、とくに入札契約実務の担当者から、入札契約でどのような行為を行うと官製談合防止法上で違法になるかを知りたいとの声を数多く聴く。行政実務の関心の高さに比べ、公共契約法の領域での研究が限定的であるとすれば、この問題を改めて分析することは、研究上も実務上も意味があると思われる。

そこで、本稿は、官製談合防止法の過去20年の歴史を振り返るとともに、これまでの研究では十分に論じられていない、官製談合防止法8条に該当する行為について、公共契約法の観点から分析する。

1. 官製談合防止法の制定から今日まで

入札談合は、国や自治体などが発注する公共工事や物品等の調達に関わる入札において、入札参加事業者間で受注事業者や受注金額等を決定することにより競争を制限する行為であり、独占禁止法上の不当な取引制限（2条6項）に該当する。これは、公正かつ自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定する入札システムを否定するもので、受注価格が高止まりするなど、国や自治体の予算の適正な執行を阻害し、かつ、国民の利益を侵害する悪質な行為といえる³⁾。

官製談合防止法の制定や改正の経緯、法の内容などについては、すでに数多くの論稿が公表されている。ここでは、それらの文献を参照しながら、同法の歴史と内容を確認する。

（1）官製談合防止法の制定

平成15年にこの法律が制定される直接の契機となったのは、平成12年5月に公正取引委員会が排除勧告を行った、北海道上川支庁発注の農業土木工事の施工業者等に関する入札談合事件である。この事件は、次のようなものである。上川支庁の業務担当者が、かねてから地元企業の安定的及び継続的な受注の確保等を目的として、毎年、道農政部の農業農村整備事業に関わる業務担当者などから示される基本的な考え方に基づき、農業土木工事などの業者ごとの年間受注目標額を算出し、これを本庁の業務担当者に報告し、その調整に基づき設定していた。上川支庁の業務担当者等は、年間受注目標額をおおむね達成できるように、指名競争入札や指名見積り合わせの執行前に、受注業者に関する意向を旭川農業土木協会の事務局長に伝え、事務局長は受注予定者である旨を当該事業者伝えていた。そのうえで、事業者側では、受注価格の低落防止や安定的・継続的な受注の確保のため、上川支庁の意向に沿う事業者を受注予定者とし、受注予定者が受注額を決め、それ以外の者は受注に協力することに合意して、これを実施していた、という事案である。

この事件に対し、公正取引委員会は事業者に排除勧告を行い（5月15日）、談合に関与した事業者に課徴金を科するなどした。しかし、発注者である北海道には、「再発防止のための措置の要請」とどまった。そのため、民間側からは、発注者が官製談合を主導することへの批判や事業者側だけが制裁を受けることへの不公平を批判する声が高まり、平成13年3月に国会議員から成る「与党入札談合の防止に関するプロジェクトチーム」が設置された⁴⁾。

議論の結果、当時、公共工事での自治体の首长による談合への関与疑惑や議員秘書による「口利き」疑惑があったこともあり、発注者が襟を正す意味で立法化が必要との結論に達し、与党三党（自民党・公明党・保守党）で議員立法として法案をまとめ、国会（第154回国会）に提出した（平成14年6

2) 筆者は、斉藤（2023）218-224頁で官製談合防止法について取り上げたことがあるが、法の概説にとどまる内容である。

3) 深町（2023）4頁。

4) 林ほか監修（2002）7頁以下。

月)⁵⁾。同年7月17日に衆議院の経済産業委員会で可決、7月18日に本会議で可決された。参議院では7月23日に経済産業委員会で可決、7月24日に本会議で可決され、法律は成立した(平成14年法律第101号)。

本法が制定されたにもかかわらず、官製談合は止むことがなかった。平成15年1月、北海道岩見沢市での官製談合に対して、公正取引委員会が市長に改善措置要求を出したことを皮切りに、平成17年9月に日本道路公団での官製談合に対して、総裁に改善措置要求を出すなど、平成14年法律第101号のもとで4件の改善措置要求が行われた。また、当時、防衛施設庁職員が刑法の談合罪に基づき起訴されるとの状況にあった。そこで、平成18年1月、改めて「与党官製談合防止法検討ワーキングチーム」が設置され、検討の結果、官製談合の防止の徹底には、発注機関職員に対してより重い刑罰を科すことや、入札談合等関与行為の類型を追加するなどして、同法をよりいっそう強化すべきであるとの結論に達し、議員立法として改正法案が国会(第164回国会)に提出された(平成18年2月)⁶⁾。その後、継続審査とされたが、第165回臨時国会において、11月29日に衆議院の経済産業委員会で可決、11月30日に本会議で可決された。参議院では、12月7日に経済産業委員会で可決、12月8日に本会議で可決され、法律は成立した(平成18年法律第110号)。

(2) 官製談合防止法の内容

現行の官製談合防止法は、「入札談合等関与行為」と「入札等の公正を害すべき行為」を2つの柱として定めている。

前者につき、公正取引委員会は、事業者の独占禁止法違反を認定し、かつ、発注機関職員の入札談合等関与行為を認定すると、発注者に改善措置を要求することとなる(3条1項・2項)。発注者は、改善措置を行うほか、当該行為を行った職員に対する損害賠償請求、任命権者の判断による懲戒処分を行

う。その際の入札談合等関与行為は、①談合の明示的な指示(2条5項1号)、②受注者に関する意向の表明(2条5項2号)、③発注に関わる秘密情報の漏洩(2条5項3号)、④特定の談合の幫助(2条5項4号)の4類型である。

後者につき、入札等の公正を害すべき行為に対しては、入札談合等関与行為の4類型に限定されず、また、事業者による独占禁止法違反行為の有無にも関係なく、公正取引委員会とは無関係に、警察や検察が刑事事件として捜査、立件することが可能とされている。

(3) 職員による入札等の妨害の罪

入札契約や談合に関連する犯罪は複数あるため、あらかじめ整理しておきたい。刑法では、談合罪(96条の6第2項)、公契約関係競売等妨害罪(96条の6第1項)、そして、背任罪(247条)があり、刑法以外では、不当な取引制限罪(独占禁止法89条1項1号)に加え、職員による入札等の妨害の罪(官製談合防止法8条)がある。

受注者側で談合が行われると、談合罪や不当な取引制限罪、公契約関係競売等妨害罪の成立が問題となる。談合罪と不当な取引制限罪を比較すると、まず、法定刑は、前者が3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金又は併科であるのに対し、後者が5年以下の懲役又は500万円以下の罰金であり、法定刑は前者の方が軽い。次に、法人処罰の有無は、前者は「処罰なし」であるのに対し、後者は「処罰あり」と違いがある。そして、構成要件の違いは、前者は「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的」が必要であり、後者は「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ことが必要となる。さらに、後者は公正取引委員会の専属告発(独占禁止法74条)によることとされる⁷⁾。両者の関係につき、談合罪に当たる行為は、不当な取引制限罪にも当たり得るが、不当な取引制限罪は「一定の取引分野」についての競争の実質的制限が必要であるから、そ

5) 磯(2002)31頁参照。

6) 笠原(2013)5頁。

7) 穴沢・長井(2021)131頁。

の対象である入札談合は一定規模の地域的広がり、時間的継続性、取引規模の大きさが必要となり、小規模な入札での1回限りの談合は、談合罪のみが成立すると解されている⁸⁾。

現行の談合罪は、「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。」(96条の6第2項)とするが、この罪はもともと昭和16年の刑法改正時に制定された。当時、統制経済下における自由な価格競争に対する批判や、官庁側から業者に談合を促していた事情があったため、国会の議論の過程において、入札により国が損害を受けるような不正なもの、公正な価格で入札されるものがあるとの区別のもと、「公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的を以て」との文言が追加されたという⁹⁾。官製談合は戦前から行われていたとのことであり、現在に至る、問題の深刻さ、根深さを物語っている。談合罪は、談合により、競売・入札における公正かつ自由な競争が阻害され、公正な自由競争によって形成されたであろう競落価格より低い価格(競売の場合)あるいは落札価格より高い価格(競争入札の場合)で契約が成立するため、競売物件の権利者や公共工事の発注者が経済的損失を被ることに処罰根拠がある¹⁰⁾。判例は、談合罪に関し、「刑法96条の3第2項所定の談合罪が成立するためには、公の競売又は入札において「公正ナル価格ヲ害シ又ハ不正ノ利益ヲ得ル目的」で競争者が互に通謀して或る特定の者をして契約者たらしめるため他の者は一定の価格以下又は以上に入札しないことを協定するだけで足りるのであり、それ以上その協定に従って行動されたことを必要とするものではない。そして右にいわゆる「公正ナル価格」とは入札なる観念を離れて客観的に測定せらるべき公正価格の意ではなく、当該入札において、公正な自由競争によって形成せられたであろう落札価格の謂に外ならない。」(最決昭和28年12月10日刑集7巻12

号2418頁)と述べ、「公正な価格」の意味を明らかにした。また、「不正な利益」については、「不正ノ利益」の解釈として、原審が、はじめから工事を施行する意思なく、金銭その他の経済上の利益(本件の場合談合金)を得ることのみを目的として、談合した場合はもちろん、はじめは工事施行の事思があつても、後に右のような利益の提供を受けることによりその工事施行の意思を放棄し、他の業者との協定(談合)に応じたときも、その利益が社会通念上いわゆる「祝儀」の程度を越え、不当に高額の場合は、同条にいう「不正ノ利益」と解すべきであるという趣旨を判示したのは正当である。」(最判昭和32年1月22日刑集11巻1号50頁)としている。

公契約関係競売等妨害罪は、「偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」(刑法96条の6第1項)と定めるものである。ここでの公の競売・入札は、会計法、予算決算及び会計令、地方自治法、地方自治法施行令の競争入札やせり売りといった、公の機関が法令の根拠に基づいて行うものに限られるとされる。また、裁判例などによれば、具体例として、偽計は、「競争入札における予定価格を特定の入札予定者に漏示する行為」、「入札価格が下位にある入札参加者の入札価格を増額訂正して落札させる行為」などが、「威力」は、「指名競争入札に際し、他の指名業者に談合に応じるよう脅迫する行為」、「入札を終えた落札者と弁護士を取り囲み、入札の取下げを執拗に求める行為」などが挙げられている¹¹⁾。

発注者側で官製談合が行われると、不当な取引制限罪と職員による入札等の妨害の罪、公契約関係競売入札妨害罪の成立が問題となる。不当な取引制限罪については、公正取引委員会の専属告発により、公務員が積極的に談合に関与すれば共同正犯(刑法

8) 西田ほか(2016)71頁。

9) 斉藤ほか編著(2020)255頁。ただし、当時の談合罪の規定は、「緩やかな構成要件を持っていた原案が議会において修正され、その構成要件は限定的となつてしまい、この規定はほとんど適用されない結果となつた」ともいわれる(足立(2011)27頁。)

10) 西田ほか(2016)68頁。

11) 西田ほか(2016)66頁以下。

65条1項, 60条)として, 関与度合いが低ければ幫助が成立する。職員による入札等の妨害の罪は, 「事業者その他の者に談合を唆すこと, 事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により, 当該入札等の公正を害すべき行為」を対象とし, 不当な取引制限罪が成立する場合に限られない(両罪が成立する場合もある。)。また, 保護法益は, 公正な競争のみならず, 「担当する職員に対する信頼」も含まれる。そのため, 入札に関与する職員は, その身分・職責を負う者として, 公契約関係競売等妨害罪を超えた処罰領域が確保されたと評される¹²⁾。

職員による入札等の妨害の罪は, 官製談合の防止・排除の趣旨を徹底するために, 入札等の公正を害すべき行為を行った公務員等の職務違背性・非違性に着目して, これをより重い刑罰で処罰するものである。したがって, 職員に当該入札等に関する職務権限があり, かつ, その職務に違背していることが必要である¹³⁾。また, 本罪には過失犯を処罰するとの明文の規定がないことから, 故意犯のみが処罰されるものと考えられる¹⁴⁾。

職員による入札等の妨害の罪と公契約関係競売入札妨害罪の関係については, 「公契約関係競売入札妨害罪は, 公務としての入札等が適正・円滑に遂行されることや, 入札等という競争制度によって自由な価格形成が担保されること等を保護しようとする罪であると理解することができ, また, 官製談合防止法8条は, 官製談合の防止・排除の趣旨の徹底を図るため, 入札等の公正を害すべき行為を行った公務員等の職務違背性・非違性に着目して, より重い刑罰で処罰する規定として設けられたものであり, 刑法の背任罪と類似する側面を有することなどを踏まえて, その法定刑が定められたものである。各罪の構成要件該当性は, このような保護法益や法律の趣旨を踏まえながら検討すべきであると考えられるが, 刑法96条の6第1項の「公正を害すべき行為」

と官製談合防止法8条の「公正を害すべき行為」とは, 基本的には同義であり, いずれも, 入札等が公正に行われていることに対し, 客観的に疑問を抱かせる行為ないしその公正に正当でない影響を与える行為を指し, 公正を害すべき行為があれば足り, 現実に公正を害する必要まではないと解される」とする裁判例がある(宮崎地判令和4年11月2日 LEX/DB インターネット ID:25593869:後掲86判決)。

2. 官製談合防止法8条違反行為の検討

すでにみてきたように, 公正取引委員会や捜査機関の活動によって, 官製談合の違法性は広く知られているにもかかわらず, 公務員が「職員による入札等の妨害の罪」に問われ, 有罪判決を受ける事案は後を絶たない。そこで, 筆者は, 本罪の運用の実状を探るために, LEX/DB インターネット(法律情報データベース)を用いて, 官製談合防止法8条が適用された行為を分析することにした。その対象は巻末の95の裁判例である。これは, 令和5年12月15日時点で「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」をキーワードとして検索し, 抽出された結果である¹⁵⁾。

概括的にいうと, すべての裁判において, 官製談合に関与した公務員は有罪判決が出されているが, 併せて, そのうちのほとんどで, 判決の前後に任命権者より懲戒処分(見込みを含む。)を受けているようである。また, 官製談合の多くは競争入札で行われているが, 見積り合わせなどの随意契約で行われることもある(11・18・92判決など)。

また, 非公務員(市町村議会の議員, 自治体OB, 談合に関与する事業者の社員など)が, 職員による入札等の妨害の罪に当たる行為を発注機関の職員と共同して行った場合, 当該職員に本罪が成立することはもちろんであるが, 非公務員であっても, 本罪

12) 穴沢・長井(2021)132頁。

13) 大内(2007)11頁。

14) 斉藤(2023)223頁, 林ほか監修(2002)19頁。

15) もっとも, データベースでのキーワード検索の結果から漏れた判決も当然に存在する。過去の官製談合防止法に関わる裁判例のすべてを対象としたものではないことに注意されたい。

の共犯が成立する（身分犯の共犯：刑法65条1項、60条）（8・24・58判決など）¹⁶⁾。非公務員の主導による官製談合事件は数多く存在し、公務員個人としては、入札契約の場において、地域や組織の人間関係と公務員倫理を峻別し、非公務員との距離を適切に確保することが必要である。

なお、かつて、官製談合防止法8条の構成要件が曖昧であり、罪刑法定主義（憲法31条）に違反するから、違憲無効ではないかといわれたことがある。これに対し、裁判所は、「構成要件中「予定価格その他の入札等に関する秘密」とは、公表されていない予定価格及びその他入札等の公正に影響を与えるおそれのある情報をいうものと理解でき、また、「その他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったとき」とは、談合を唆すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること以外の方法により、入札等が公正に行われていることに対し、客観的に疑問を抱かせる行為ないしその公正に正当でない影響を与える行為をいうものと理解でき、これらは、通常の判断能力を有する一般人において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるかどうかの判断を可能ならしめるような基準を読みとることが可能といえ、官製談合防止法8条は、憲法31条に反しない。」とし、憲法31条との関係で、官製談合防止法8条の合憲性を認めた（12判決）。

本稿では、95の裁判例を対象に、職員による入札等の妨害の罪に関わる違反行為の類型と被告人の行為時の地位、保護法益等、動機などについて考察する。

（1）違反行為の類型

官製談合防止法8条が定める行為類型は3つある。それぞれの類型に関し、裁判例ではどのような行為がこれらに該当すると述べているかを考察する。

○「その職務に反し、…事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること」

この要件における実行行為は、予定価格等の入札に関する秘密を漏洩することである。「事業者その他の者に」とあるが、これには特段の限定はないものの、原則として入札業者又はその関係者とされる。また、「事業者その他の者」が予定価格等の内報を受けると、入札の執行の公正が阻害されるおそれのあることが必要であり、かつ、予定価格等の内報をする主体がそのことを認識していなければならない（次の「談合の唆し」でも同様。）¹⁷⁾。

先にも触れたが、裁判例は、「「予定価格その他の入札等に関する秘密」とは、……官製談合の防止・排除を徹底し、官公需分野の競争促進及び予算執行の適正化を図るという趣旨に照らし、公表されていない予定価格及びその他入札等の公正に影響を与えるおそれのある情報をいう」としている（12判決）。

本類型に該当するとみられる、興味深い裁判例を3つ挙げてみよう。

(a) 山口県A市財政部技監等の地位にあった被告人が、土木建築工事等を業とする事業者の代表取締役B、同社の従業員として競争入札における入札金額を決めるための積算事務を担当していたCと共謀のうえ、2件の工事の条件付一般競争入札に際し、Bに対し、落札可能額の下限を画する判断基準額の算定基礎であり、入札に関する秘密である設計金額をそれぞれ電話で教示し、Cをして、それぞれ「判断基準額と同額」、「判断基準額に近似する額」で入札させて各工事を落札させた。裁判所は、原審が被告人に懲役2年執行猶予3年の刑とする判断を維持した（57判決）。

(b) 被告人Aは、福井県B町環境安全課主査として、町が発注する工事の指名競争入札における指名業者選考に関する意見具申、予定価格算出の基礎となる設計額の積算、大気汚染測定機器の保守点検業務の発注等の職務に従事していたが、電気工事業等を営むC社に当該工事を落札させようと考え、代表取締役Dに対し、同入札に関する秘密である予定価格に近似する額で入札するよう教示するなどし、結果としてC社に落札させた。また、この行

16) 大内（2007）13頁参照。

17) 大原（2007）52頁。

為に対して被告人Aは謝礼として賄賂を収受した。さらに、被告人Aは、理化学器械販売等を営むE社が、先の工事の落札者に大気汚染測定機器等を納入できるようにするため、営業部課長の被告人Fに同入札に関する秘密である指名業者の見込みのほか、同入札において落札するのはCが有力である旨教示するなどし、加えて、本件機器の保守点検業務に関し、Fに対し、専門業者に依頼する必要のない1か月ごとの保守点検業務を依頼して、同保守点検費用等を他の保守点検費用に密かに加算して請求するよう教示するなどの職務上不正な行為をし、これに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、物品の交付を受けるなどした。裁判所は、被告人Aに懲役3年執行猶予5年、被告人Fに懲役10月執行猶予3年の刑に処した(71判決)。

(c) 徳島県板野郡A町の副町長であった被告人Bは、町の教育委員会が実施した「和牛肉等の学校給食提供推進事業」の見積り合わせによる随意契約の締結に関し、町議会議員のC及び、食肉販売業のD社の取締役Eと共謀し、見積書提出締切時刻前に役場内でBがCに対し、見積り合わせに関する秘密事項である既に提出されていた他社による最低見積金額(1kg当たりの単価)を教示し、CがEに対し、当該最低見積金額を伝達し、同日に役場内の教育委員会でDの従業員に他社の最低見積金額を下回る見積金額を記載した見積書を提出させ、よって、同日、同町教育委員会において実施された見積り合わせで、最低価格者としてDを契約者に決定させるなどした。裁判所は、被告人Bに懲役1年6月執行猶予3年、被告人Eに懲役1年執行猶予3年の刑に処した(92判決)。

国家公務員法(100条)、地方公務員法(34条)は、職員に「秘密を守る義務」を課している。公務員による秘密の漏洩の禁止は、国家公務員法(99条)、地方公務員法(33条)の信用失墜行為の禁止と合わせ、国民や住民が公務への信頼を確保するために定められたものである。本稿で論じる入札契約の原資は公金であるから、その手続には公正性や経済性が要請される。

各裁判例で、職員は、適正に入札等に関する職務を行う義務などがあるにもかかわらず、(a)では、設計金額、(b)では、予定価格に近似する額、指名見込み業者及び落札有力者名、(c)では、提出されている他社の最低見積金額を漏洩した。これらの情報は、入札契約を公正かつ経済的に成立させるための基礎となるものであり、その漏洩は、公正であるべき入札契約の根幹を揺るがす行為といえる。

本稿で取り上げる95の裁判例をみたところ、漏洩された秘密情報の内容は、すでに紹介した3つの判決を除き、以下のとおりである(順不同)。

- ・ 予定価格：2, 10, 14, 23, 25, 32, 34, 35, 38, 58, 59, 62, 65, 70, 74, 75, 80判決(計17判決)
- ・ 予定価格に近接した額：6, 64, 86判決(計3判決)
- ・ 予定価格算出の基礎となる工事価格等が記載された金額査定書・積算書・設計内訳書のデータ：72, 85判決(計2判決)
- ・ 設計金額・設計価格：1, 5, 9, 12, 15, 16, 21, 31, 37, 39, 44, 47, 50, 52, 55, 62, 63, 67, 68, 93, 95判決(計21判決)
- ・ 工事価格：3, 7, 36, 43, 69, 84, 85, 91判決(計8判決)
- ・ 工事積算内訳・内訳書：10, 13, 38, 69, 84判決(計5判決)
- ・ 工法：86判決(計1判決)
- ・ 最低制限価格：8, 14, 32, 34, 38, 41, 60, 65, 70, 74, 81, 83, 84, 88, 89, 93判決(計16判決)
- ・ 最低制限価格帯の算出根拠となる直接工事費等・設計金額・設計価格：24, 46, 48, 49, 53, 55, 61, 76, 94判決(計9判決)
- ・ 最低制限価格算定の基礎となる本工事費の金額が記載された総括表及び本工事費内訳書：47判決(計1判決)
- ・ 入札書比較価格：41判決(計1判決)
- ・ 指名業者名(見込み含む)：42, 51, 54, 67, 68, 71, 82判決(計7判決)
- ・ 見積業者名：11判決(計1判決)
- ・ 失格基準価格の計算式：38判決(計1判決)
- ・ 失格基準価格：38判決(計1判決)

- ・通謀している事業者が提示した見積金額で契約が可能であるか：11判決（計1判決）
- ・入札参加申請・予定業者名：35, 56, 66, 73, 77, 79, 90判決（計7判決）
- ・入札参加予定業者数：35, 56, 66判決（計3判決）
- ・入札参加業者名：31, 32, 34判決（計3判決）
- ・加算点集計表：31判決（計1判決）
- ・積算書：31判決（計1判決）
- ・仕切価格（メーカーから納入業者に対して販売される際の卸売価格）について、通謀した事業者には予定価格を下回る仕切価格を提示し、他の入札参加業者に対しては予定価格を上回る仕切価格を提示：19, 20, 22判決（計3判決）
- ・他の工事で落札業者が提出した技術提案書：23判決（計1判決）
- ・入札参加業者の技術評価点・技術評価点順位：23判決（計1判決）
- ・調査基準価格：23, 31, 87判決（計3判決）
- ・調査基準価格に近似した額：35判決（計1判決）
- ・通謀した事業者による技術提案の加算点等から算出した、同者が確実に落札できる上限金額：30判決（計1判決）
- ・運用支援業務従事者数：33判決（計1判決）
- ・入札参加予定業者の技術評価点：35判決（計1判決）
- ・総合評価一般競争入札の技術評価点：36判決（計1判決）
- ・総合評価一般競争入札の技術評価結果：36判決（計1判決）
- ・総合評価落札方式の落札者決定基準：40判決（計1判決）
- ・工事中の個別作業の単価：44判決（計1判決）
- ・指名型プロポーザルの審査の配点基準や配点等が記載された選定審査表の案文：78判決（計1判決）

○「その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと」

「談合を唆す」とは、国家公務員法上の「そその

かす」と同義で、所定の談合を実行させる目的をもって、第三者に対し、その行為を実行させる決意を新たに生じさせるに足りる慫慂行為をすることをいう。事業者その他の者に談合を唆したにもかかわらず、実際には談合が行われなかったとしても本罪は成立する¹⁸⁾。

この要件に該当する事案は限定的であるが、裁判例を紹介する。

(a) 被告人Aは、群馬県邑楽郡B町環境水道課下水道係長として、下水道工事の企画、設計、検査及び指名競争入札における指名業者の選定等に関する職務に従事していた。被告人Cは、土木工事請負業等を営むD社の代表取締役である。Aは、町が発注する公共下水道事業枝線管渠築造工事に係る指名競争入札に関し、本件工事の指名業者に選定されていたD社に本件工事を落札させようと企て、Cに対し、本件工事の入札等に関する秘密である本件工事の全指名業者の名称及び本件工事の予定価格等が記載された工事概要書等を交付したうえ、B町役場において、本件工事の指名業者に選定されていたE社の代表取締役Fに対し、「15-8工区ですが、これは推進工法で、上のクラスの物件なんですけど、Dが指名に入ってます。」「Dに何とか取らせるように、後盾お願いします。」などと言って、Dが本件工事の指名業者として選定された旨の本件工事の入札等に関する秘密を教示するとともに、Dに本件工事を落札させる旨の談合を唆すなどした。裁判所は、被告人Aを懲役2年執行猶予4年、被告人Cを懲役1年6月執行猶予3年に処した（4判決）。

(b) 被告人（A町議会議員）は、A町の町長であるBのほか、Cと共謀し、A町発注の指名競争入札に際し、Cの従兄弟であるDが代表取締役を務めるE社に談合のうで本件業務委託を落札させようと企て、Dに対し、本件業務委託の指名競争入札に関し談合を唆して、Dに本件業務委託の入札に関して談合に応じ、あるいはそもそも落札意欲をもたないと見込まれる6社を選ばせた。本件業務委託に関する入札参加業者選定手続に関し、A町建設工事競争入札参加業者指名委員会では具体的な指

18) 大原（2007）51頁。

名業者の選定がなされていないのに、Bは入札参加業者として、Dが選んだ6社を同指名競争入札に参加する業者として選定するなどした。裁判所は、被告人を懲役3年執行猶予5年の刑に処した(17判決)。

いずれの事件も、被告人は談合を唆し、かつ、賄賂を受け取っている。職員が事業者に談合を唆す理由は、往々にして対価を目当てとした利欲目的によるものと考えられる。

○「その他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為」

「入札等の公正を害すべき行為」とは、入札等が公正に行われていることに対し、客観的に疑問を懐かせる行為ないしその公正に正当でない影響を与える行為をいう。したがって、公正を害すべき行為があれば足り、現実に公正を害する必要はない(具体的危険犯)。「その他の方法」とは、談合を唆すことや予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること以外の入札等の公正を害すべき行為を意味し、その例としては、特定の者に落札させるように落札予定者を指名することや、指名競争入札において、談合に応じる事業者のみを指名すること、競売関係の書類を偽造し、意図した者に受注させようとするなどが挙げられている¹⁹⁾。

本類型に当たる行為は多様である。実務上の参考となり得る裁判例を紹介する。

(a) 被告人は、宮城県亶理郡A町企画財政課長として同町が発注する工事の入札を執行する職務等に従事していた。Bは、土木工事の請負等を業とするC社の代表取締役、Dは、土木一式工事等を業とするE社の代表取締役、Fは、土木建築設計施工請負等を業とするG社の取締役営業部長であり同社の入札業務等を担当していた。被告人らは、同町発注に係る災害復旧工事の条件付一般競争入札に関し、工事をC・H・I復旧・復興建設工事共同企業体(CJV)に落札させようと考え、共謀のうえ、既に執行されていた当該工事の入札で、G・J・K

復旧・復興建設工事共同企業体(GJV)が入札金額2億3480万円で落札したにもかかわらず、同日、役場内において、被告人はB、D、Fらから、CJVが落札するために当該工事の入札を執行し直してほしい旨の申入れを受けて、その旨を決定し、よって、入札を執行し直し、BにCJVの入札金額を2億4000万円、他の入札参加者の入札金額をこれより高い金額で各入札させて、当該工事をCJVに落札させた(本件入札に際しては、Aの建設業者により構成され、G、C、Eも所属していたA災害防止協議会において、事前の話合いで、CJVに落札させると決められていたところ、GJVの担当者が札を誤って入れて落札してしまったため、B、D、Fらが、被告人に入札のやり直しを依頼し、被告人においてやり直しを決定し、当初の予定どおり、CJVに落札させたとの事情がある)。裁判所は、被告人を懲役1年6月、執行猶予3年の刑に処した(27判決)。

(b) ソフトウェアの開発及び販売等を行うA社の代表取締役であった被告人Bと、独立行政法人国立循環器病研究センターの部長職にあった被告人Cが、センターの情報システムの運用保守業務委託の一般競争入札や公募型企画競争入札で、[1]入札金額の積算根拠となる非公開情報をCが送付し、これをBが利用して入札金額を減額した、[2]A以外の事業者の参入が困難になり得る条項を盛り込むなどした仕様書を作成し、これを公告させて入札の用に供した、[3]Aの受注を承諾していたDを競争に参加させたうえ、DにAよりも高値で応札させるとともに、CがAの企画提案書に関してのみ助言・指導を行うなどした。裁判所は、被告人Bを懲役2年6月執行猶予4年、被告人Cを懲役1年執行猶予3年の刑に処した(45判決)。

(c) 被告人は、青森県A局B部C課長として、同課を総括し、同課発注の業務委託に係る発注内容の策定及び指名業者案の作成等の職務に従事するとともに、青森県県土整備部公所建設業者等選定委員会委員として、指名競争入札における入札参加者の指名に関する職務に従事していた。同課発注に係る「道路改築用地調査(土地評価)業務委託」の指名

19) 大原(2007)52頁。同様の理解は、12判決も示す。

競争入札に関し、当該業務委託をD社及びE社にそれぞれ落札させようと考え、Dの代表取締役であるF及びEの代表取締役であるGと共謀のうへ、当初2工区での発注を予定していた当該業務委託の工区を3工区に分割したうへ、これをD、E、Hにそれぞれ落札させることを決定した。その際、被告人、F、Gが、各入札の指名業者を10業者とし、談合に応じないと見込まれたI社及びJ社を排除して、談合を承諾すると見込まれるK社等7者を前記各入札の指名業者として選定することを取り決めるなどした。これを受け、被告人は、指名業者選定案を策定し、これを選定委員会で選定させた。そして、B部長に入札参加業者を指名させ、その結果、各入札でD、E、Hが落札した。裁判所は、被告人を懲役2年執行猶予3年の刑に処した(51判決)。

いずれの事案も、公正性や競争性を重視する入札契約制度の根幹を揺るがせるものであるが、こうした手続を歪めるような発注機関職員の行為は、これら以外に、次のようなものがある(順不同)。

- ・指名業者選定手続において、通謀した事業者が希望又は了解した事業者のみを指名する：9、12、16、78、80、86判決(計6判決)
- ・指名業者選定手続において、通謀した業者を加える：68判決(計1判決)
- ・指名業者選定手続において、通謀した事業者の意を汲んで、受注意欲のない事業者を取って指名業者とする：15、17判決(計2判決)
- ・入札価格・見積金額を指示する：15、18判決(計2判決)
- ・通謀した事業者が選定した、落札意欲のない相見積業者用の見積書用紙を交付して、相見積業者に提出させる：18判決(計1判決)
- ・指名型プロポーザル方式で、配点基準や配点等が書かれた選定審査表を通謀した事業者に修正させ、同者に有利な内容とする：78判決(計1判決)
- ・他事業者に対し、通謀した事業者による落札を指示する：19、20、22判決(計3判決)
- ・職員が見積書を3通作成し、氏名欄をそれぞれ白

地、金額欄に1通は予定価格近似の価格、他の2通は予定価格以上の価格を記載したものとし、通謀している業者に予定価格近似のものを出させ、契約の相手方とする：37判決(計1判決)

- ・市の担当職員らに指示して技術提案書の技術評価点を恣意的に操作する：40判決(計1判決)
- ・通謀している企業が談合しやすくなるよう、業者数を少なくするために、入札参加条件を建設業法27条の29の規定に基づく総合評定値の要件について、「土木一式工事」及び「機械器具設置工事」の2業種で「800点以上」などとしていた案に、「清掃施設工事」を追加し、3業種のいずれも「900点以上」に変更させる：56・66判決(計2判決)
- ・一般競争入札で、通謀した事業者を落札させるために、外部団体の事務局長に対し、同者に落札させるよう指示し、他の受注意欲のある事業者に受注を断念させる：85判決(計1判決)

(2) 被告人の行為時の地位

官製談合を行った被告人の地位は、様々である。自治体では、市長(12・34判決など)・町長(74・85判決など)、副市長(40、90判決など)・副町長(62、92判決など)をはじめとして、実際に事業を担当している部課の職員(部長の例として76判決、技監の例として49判決、副主査の例として44判決など)が犯行を行っている。また、入札契約手続での公正さの確保に注力すべきであるはずの、入札契約担当課の職員(契約検査課長の例として70判決、工事検査課主任の例として55判決など)が官製談合に加担している例もある。

官製談合防止法8条の行為主体は「職員」であることから、特別職である市長や町長といった首長は、構成要件に該当しないのではないかと指摘が一部にあった。これにつき、裁判所は、「職員」とは、同法2条5項において「国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員」をいうとされているところ、上記の官製談合防止法8条が設けられた、官製談合の防止・排除を徹底し、官公需分野の競争促進及び予算執行の適正化を図るという趣旨に照らすと、「職員」とは、国や地方公共団

体の職員で、当該入札等に関する職務権限を有するものを意味し、上記職務権限を有するのであれば、一般職、特別職問わず対象となり、地方公共団体の首長も含まれると解すべきである。」としている(12判決)。

(3) 保護法益等

繰り返しとなるが、職員による入札等の妨害の罪は、官製談合の防止・排除の趣旨を徹底するために、入札等の公正を害すべき行為を行った公務員等の職務違背性・非違性に着目して処罰するものである。裁判例においては、被告人の実行行為により、「入札の公正」(82判決など)、「入札の公正に対する社会の信頼」(81判決)、「市民の行政への信頼」(52判決)、「入札の公正さや公正らしさ」(43判決)、「公務員等に対する市民等の信頼」(43判決)、「公務の公正やそれに対する信頼」(25判決)、「公務の中立性や公共工事における競争入札の公正」(21判決)、「入札の公正、公務の廉潔性や失われた国民の信頼」(13判決)などが害されたとしている。

(4) 犯行の動機など

官製談合防止法8条は入札等に関する秘密を漏洩することを処罰の対象としている。法定刑は「5年以下の懲役又は250万円以下の罰金」であり、国家公務員法109条12号や地方公務員法60条2号が「秘密を守る義務」への違反に「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」を科すこととしていることに比べると、相当に重い。先にも触れたが、公務員等には、本来、適正に入札等の職務を行う義務があるにもかかわらず、その職務に反して入札等の公正を害すべき行為を行ったことで、多くの場合に落札価格が上昇して国や自治体に損害を与えることになるが、これは背任罪と類似する側面があるため、本罪を法律に定めるに当たり、背任罪(刑法247条)や当時の競売入札妨害罪・談合罪の法定刑を踏まえて定めたとされる²⁰⁾。

職員の犯行の動機は、官製談合の対価として公務員個人が賄賂を受け取るなどして、収賄罪も合わせ

て起訴されることが大半である。しかし、被告人にこうした利欲目的がなかったとしても、「職員による入札等の妨害」があれば、官製談合の防止・排除の趣旨を徹底するとの観点から、処罰を免れることはできない。

ここでは、被告人の犯行が利欲目的以外にどのような動機で行われたのかをいくつかみておきたい。

(a) 被告人(A市B部C室長)は、「劇場の整備に関する事務を取り扱う責任者として、入札等を適正に執り行うべき職務を担っていたところ、被告人は、劇場の建設について強い影響力を持つ被告人D(共犯者で、劇場の指定管理者である財団の代理理事：引用者)の依頼を断れば事業が円滑に進まず、また、予定価格を業者に教えれば劇場完成までの計画に遅れが生じることを防ぐことができるなどと考えて犯行に及んでおり、専ら個人的な利益を求めたものではないとはいえ、動機に特に酌むべき点はない」などとして、裁判所は、被告人を懲役1年6月執行猶予3年の刑に処した(58判決)。

(b) 被告人(滋賀県教育委員会事務局文化財保護課建造物係主査)は、「宝厳寺の保存修理工事が前々任者の不祥事等のため大幅に遅れていてこれ以上遅らせることはできないし、県内の文化財保存修理工事の現場担当の技術者が自分一人で、残業時間も非常に多く、他の文化財の工事にも影響してしまうので、1回の入札で落札してもらいたい、業界の慣例では前記会社(被告人から秘密情報の教示を受けて落札した会社：引用者)が落札することが決まっているなどと考え、本件各教示に及んだ旨述べている。文化財の保存修理工事を遅れることなく進めたいという心情自体は理解できるものの、そもそも問題と感ずるところがあるからといって、法令に従い適正に職務を行うべき公務員が、その責務に違背して違法な手段で解決することが許されないのは当然の前提である。にもかかわらず、共犯者からの質問に安易に応じて教示したこと、しかも職務の引継ぎ後相当期間が過ぎても他の方法によらずなお教示を繰り返したことは、結局のところ、公務員としての立場と責務を軽視する姿勢のあらわれであって

20) 大原(2007)49頁。

強い非難を免れず、私利私欲のない動機や経緯に酌むべき一面があるとしても考慮するには限度がある。もっとも、前々任者に対してしていたのと同様に積極的に秘密事項を尋ねてきた共犯者が、具体的金額を示して質問をするのに対し、肯定否定の返答をして教示するなど、受動的な面があったことは指摘できる。」などとして、裁判所は、被告人を懲役1年8月執行猶予3年の刑に処した（64判決）。

(c) 被告人（千葉県南房総市教育委員会事務局教育総務課学校再編整備室再編整備係副主査）は、「入札を不調にして事務の手間を増やしたくないなどとの思いから、前記の立場を利用し、入札の秘密事項である工事価格及び工事費内訳書を交付するという直接的な方法で教示したものであり、このような行為は入札制度の根幹を揺るがす行為というほかなく、悪質性の高い犯行といえる上、動機も極めて安易かつ身勝手なもので、酌量の余地はない」などとして、裁判所は、被告人を懲役1年6月執行猶予3年の刑に処した（69判決）。

なお、関連して、東京都A市都市整備部長であった被告人が、官製談合を行った理由につき、「入札が不調となった場合の部下職員等の業務負担の増加を避ける目的等で本件犯行に及んだなどと言うが、仮にそうだとした場合、公務員という立場と責任を軽んじた犯行であることに変わりはないのであって、動機や経緯に特別酌むべき点はなく、厳しい非難が妥当する。」とされたもの（65判決）や、茨城県A市B部C課参事兼課長であった被告人が、「入札関連の秘密の教示等は、DとEが結託して画策・主導し、その意向を受けた被告人らにおいてごく頻繁に繰り返されていたもので、常習性も認められる。他方、被告人は、人事権やその行使に大きな影響力をもつ両名から指示されて加担するようになった上、罪悪感から異動を願い出るも聞き入れられず、また、不正をやめるよう進言したこともあったと認められる。こうした経緯や被告人の立場の弱さなどは十分考慮する必要があるものの、責任ある地位・役職にありながら、本件で現に重要な役割を果たしたことや常習性の点に鑑みれば、その刑事責任はなお軽視できない。」とされたもの（73判決）なども

ある。

おわりに

官製談合は、発注者の職員自らが入札契約の公正性や競争性を歪めるものであるから、その根絶は容易ではない。そのためには、職員個人の職業倫理を高めることは当然であるが、官製談合を行うことのできない環境づくりや制度づくりもまた重要である。

この点、官製談合防止法の改正法案が平成18年12月7日に参議院経済産業委員会で可決された際の附帯決議を改めて確認しておきたい。すなわち、「官製談合は官公需における公正で自由な競争を官公庁自らが阻害する不当な取引制限であり、予算の適正で効率的な執行を妨げ、納税者である国民の利益を阻害する悪質な行為である。政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。」としたうえで、「三 国、地方公共団体等による公共調達については、予定価格の見直し、一般競争入札の一層の拡大、総合評価方式の拡充等一層の改革を図ること。また、公共調達の在り方について、発注機関、公正取引委員会、財政当局、捜査当局、関連業界の代表者及び有識者による幅広い見地から、入札談合が生じる制度的な要因を解明し、入札談合の抜本的な防止策を検討すること。」「四 地方公共団体の長・幹部職員の不正行為に加えて、公務員の関連業界へのいわゆる天下りが官製談合事件の温床となってきたこれまでの経緯にかんがみ、早期退職慣行の是正や退職者の再就職の適正化など公務員の人事管理の在り方について、公務員制度改革全体の中で早急に検討すること。」などを挙げ、「なお、検討に当たっては、公共調達に従事する公務員の意欲を高め、その能力が十分に発揮されるものとなるよう配慮すること。」としている。

これを踏まえると、自治体による官製談合の防止策として、住民や有識者から成る入札監視委員会を設置して、外部から入札契約制度を監視できるようにすることや、職員が利用しやすい内部通報制度を自治体に設置すること、入札改革と公務員制度改革をセットに取り組むことなどが想定される。前二者は、自治体がすぐにでも対応できるものである。

また、官製談合を防ぐために、職員への研修の重要性はかねてより指摘されている。官製談合防止のために、職員向けのマニュアル（手引き）を独自に作成する自治体もあり（大阪府東大阪市、静岡県静岡市など）、市としての官製談合撲滅に向けた意識の高さは注目に値する。さらに、職員の職務に対するモチベーションを向上させ、職務に前向きに取り組むことができるようになれば、官製談合を行おうとする意欲が職員にそもそも生じないのではないかと考えられる。管理者からの部下への温かな目配り、チームワーク、風通しの良さなどを特徴とする組織づくりを、首長が率先して構築していくことが何よりも重要な対策となるだろう。

【参考文献】

- 深町正徳（2023）「入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）施行20年を迎えて」『公正取引』第869号4-10頁
「特集「官製談合防止法施行20周年」と入札談合防止の取組」（2023）『公正取引』第869号4-41頁
- 和久井理子（2014）「公務員の談合関与行為とその規則：入札談合関与防止法の執行状況について」『大阪市立大学法学雑誌』第60巻第2号813-780頁
- 鈴木満（2022）『公共入札・契約手続の実務：しくみの基本から談合防止策まで』新版，学陽書房
- 公正取引委員会事務局（2023年12月26日取得）「入札談合の防止に向けて：独占禁止法と入札談合等関与行為防止法」2023年10月版，
https://www.jftc.go.jp/dk/kansei/text_files/honbunr5.10.pdf
- 山本雅昭（2012）「官製談合の刑事規制」齊藤豊治先生古稀祝賀論文集『刑事法理論の探求と発見』167-182頁，成文堂
- 碓井光明（2005）『公共契約法精義』，信山社
- 齊藤徹史「Q&A 公共契約法実務教室（第15回）」『地方財務』第832号218-224頁
- 林義郎ほか監修（2002）『詳解 入札談合等関与行為防止法』，ぎょうせい
- 磯寿生（2002）「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（官製談合防止法）の制定」『公正取引』第622号31-36頁
- 笠原宏（2013）「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）について」『公正取引』第758号2-9頁
- 穴沢大輔・長井長信（2021）『入門経済刑法』，信山社
- 西田典之ほか編集（2016）『注釈刑法第2巻各論（1）』，有斐閣
- 齊藤豊治ほか編著（2020）『新経済刑法入門』第3版，成文堂
- 足立昌勝（2011）「官製談合防止罪の構成要件とその限界」『ジュリスコンサルタス』第20号27-36頁
- 大内亘（2007）「法令解説 官製談合の根絶に向けて：職員による入札等の妨害の罪の創設，入札談合等関与行為の類型の追加等」『時の法令』第1781号6-15頁
- 大原義宏（2007）「「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律」について」『警察学論集』第60巻第3号44-68頁

資料 本稿で検討の対象とした裁判例一覧

1. 津地判平成24年2月16日 LEX/DB インターネット ID:25480444
2. 宇都宮地判平成24年3月28日 LEX/DB インターネット ID:25481014
3. 長崎地判平成24年4月16日 LEX/DB インターネット ID:25481206
4. 前橋地判平成24年7月3日 LEX/DB インターネット ID:25482118
5. 大津地判平成26年6月9日 LEX/DB インターネット ID:25504410
6. 東京地判平成26年7月9日 LEX/DB インターネット ID:25504495
7. 岡山地判平成26年7月23日 LEX/DB インターネット ID:25504555（調書判決）
8. 千葉地判平成26年10月20日 LEX/DB インターネット ID:25504956
9. 長崎地判平成26年11月26日 LEX/DB インターネット ID:25505510
10. 山口地判平成27年1月28日 LEX/DB インターネット ID:25505821（調書判決）
11. さいたま地判平成27年2月26日 LEX/DB インターネット ID:25505964
12. 長崎地判平成27年3月23日 LEX/DB インターネット

- ID:25540854
13. 佐賀地判平成27年4月2日 LEX/DB インターネット
ID:25506250
 14. 前橋地判平成27年7月7日 LEX/DB インターネット
ID:25540840
 15. 札幌地判平成27年7月15日 LEX/DB インターネット
ID:25541268
 16. 福岡高判平成27年9月30日 LEX/DB インターネット
ID:25541330 (12の控訴審)
 17. 福岡地判平成28年3月17日 LEX/DB インターネット
ID:25542686
 18. 岡山地判平成28年5月11日 LEX/DB インターネット
ID:25448146
 19. 旭川地判平成28年6月29日 LEX/DB インターネット
ID:25543431
 20. 札幌高判平成28年10月4日 LEX/DB インターネット
ID:25544203 (19の控訴審)
 21. 神戸地判平成28年12月14日 LEX/DB インターネット
ID:25544871
 22. 最決平成29年2月9日 LEX/DB インターネット
ID:25545350 (20の上告審)
 23. 名古屋地判平成29年2月21日 LEX/DB インターネット
ID:25545319
 24. 神戸地判平成29年2月24日裁判所ウェブサイト掲載判例
 25. 松江地判平成29年3月27日 LEX/DB インターネット
ID:25549655
 26. 仙台地判平成29年3月27日 LEX/DB インターネット
ID:25545587
 27. 仙台地判平成29年3月28日 LEX/DB インターネット
ID:25545579 (26の関連判決)
 28. 仙台地判平成29年4月13日 LEX/DB インターネット
ID:25545909 (26の関連判決)
 29. 仙台地判平成29年5月10日 LEX/DB インターネット
ID:25545910 (26の関連判決)
 30. 名古屋地判平成29年5月17日裁判所ウェブサイト掲載判例
 31. 山形地判平成29年6月20日 LEX/DB インターネット
ID:25546441
 32. さいたま地判平成30年3月1日 LEX/DB インターネット
ID:25560011
 33. 大阪地判平成30年3月16日 LEX/DB インターネット
ID:25566825
 34. さいたま地判平成30年3月23日 LEX/DB インターネット
ID:25560156 (32の関連判決)
 35. 千葉地判平成30年3月26日 LEX/DB インターネット
ID:25560155
 36. 千葉地判平成30年5月29日 LEX/DB インターネット
ID:25560650
 37. 高知地判平成30年9月13日裁判所ウェブサイト掲載判例
 38. 大津地判平成30年9月20日 LEX/DB インターネット
ID:25561552
 39. 仙台地判平成30年11月13日 LEX/DB インターネット
ID:25562125
 40. 奈良地判平成31年2月1日裁判所ウェブサイト掲載判例
 41. 福岡地判平成31年3月28日裁判所ウェブサイト掲載判例
 42. 青森地判令和元年5月20日 LEX/DB インターネット
ID:25564569
 43. 新潟地判令和元年5月27日 LEX/DB インターネット
ID:25563535
 44. 神戸地判令和元年6月19日裁判所ウェブサイト掲載判例
 45. 大阪高判令和元年7月30日判時2454号94頁 (33の控訴審)
 46. 大阪地判令和元年9月5日裁判所ウェブサイト掲載判例
 47. 仙台地裁令和元年10月2日 LEX/DB インターネット
ID:25564488
 48. 大阪地判令和元年10月3日裁判所ウェブサイト掲載判例
 49. 山口地判令和元年10月24日 LEX/DB インターネット
ID:25565462
 50. 大津地判令和元年11月1日 LEX/DB インターネット
ID:25564493
 51. 仙台高裁令和元年11月5日 LEX/DB インターネット
ID:25564570 (42の控訴審)
 52. 神戸地判令和2年1月22日 LEX/DB インターネット
ID:25564947
 53. 大阪地判令和2年2月21日裁判所ウェブサイト掲載判例

- 例
54. 最決令和2年3月5日 LEX/DB インターネット ID:25566914 (51の上告審)
 55. 静岡地判令和2年3月19日 LEX/DB インターネット ID:25565494
 56. 福岡地小倉支判令和2年3月23日裁判所ウェブサイト掲載判例
 57. 広島高判令和2年4月7日裁判所ウェブサイト掲載判例 (49の控訴審)
 58. 前橋地判令和2年4月28日 LEX/DB インターネット ID:25565981
 59. 仙台地判令和2年7月7日 LEX/DB インターネット ID:25566511
 60. 和歌山地判令和2年7月8日 LEX/DB インターネット ID:25566615
 61. 最決令和2年7月20日 LEX/DB インターネット ID:25566908 (57の上告審)
 62. 山形地判令和2年7月27日 LEX/DB インターネット ID:25566643
 63. 神戸地判令和2年11月4日 LEX/DB インターネット ID:25567244
 64. 大津地判令和2年11月6日 LEX/DB インターネット ID:25567305
 65. 東京地立川支判令和2年12月2日 LEX/DB インターネット ID:25568145
 66. 福岡高判令和3年2月24日高刑速令和3年号517頁 (56の控訴審)
 67. 水戸地判令和3年3月8日 LEX/DB インターネット ID:25569351
 68. 水戸地判令和3年3月22日 LEX/DB インターネット ID:25569352 (67の関連判決)
 69. 千葉地判令和3年4月12日 LEX/DB インターネット ID:25569571
 70. 前橋地判令和3年4月16日 LEX/DB インターネット ID:25569638
 71. 富山地判令和3年5月20日 LEX/DB インターネット ID:25590056
 72. 札幌地判令和3年6月14日 LEX/DB インターネット ID:25590423
 73. 東京地判令和3年6月24日 LEX/DB インターネット ID:25590772
 74. 福島地会津若松支判令和3年7月5日 LEX/DB インターネット ID:25590615
 75. 前橋地判令和3年9月16日 LEX/DB インターネット ID:25591020
 76. 秋田地判令和3年9月27日 LEX/DB インターネット ID:25590992
 77. 東京高判令和3年11月2日 LEX/DB インターネット ID:25591902 (73の控訴審)
 78. 甲府地判令和4年3月2日 LEX/DB インターネット ID:25592607
 79. 東京地判令和4年3月9日 LEX/DB インターネット ID:25592434
 80. 甲府地判令和4年3月23日 LEX/DB インターネット ID:25592606
 81. 高松地判令和4年6月1日 LEX/DB インターネット ID:25592822
 82. 奈良地判令和4年6月23日 LEX/DB インターネット ID:25593135
 83. 那覇地判令和4年7月8日裁判所ウェブサイト掲載判例
 84. 秋田地判令和4年7月25日 LEX/DB インターネット ID:25593257
 85. 旭川地判令和4年8月29日 LEX/DB インターネット ID:25593467
 86. 宮崎地判令和4年11月2日 LEX/DB インターネット ID:25593869
 87. 名古屋地判令和4年11月7日裁判所ウェブサイト掲載判例
 88. 福岡高那覇支判令和4年11月28日 LEX/DB インターネット ID:25594134 (83の控訴審)
 89. 最決令和5年2月20日 LEX/DB インターネット ID:25595734 (88の上告審)
 90. 東京高判令和5年3月8日 LEX/DB インターネット ID:25595434 (79の控訴審)
 91. さいたま地判令和5年4月17日 LEX/DB インターネット ID:25595270
 92. 徳島地判令和5年6月28日 LEX/DB インターネット ID:25595623
 93. 神戸地判令和5年7月20日 LEX/DB インターネット ID:25595976
 94. 神戸地判令和5年7月21日 LEX/DB インターネット

ID:25595977

95. 広島地判令和5年10月23日 LEX/DB インターネット

ID:25596336